

# 佐賀市まちづくり自治基本条例

## 検証結果

令和7年8月

佐賀市自治基本条例検証委員会

## はじめに

佐賀市は安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、「情報共有」、「市民参加」、「協働」を基本原則とした、市民等が主体のまちづくりを一層進めていくため、平成26年4月1日に佐賀市まちづくり自治基本条例を施行した。

本条例第33条で「条例施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案の上、この条例の規定を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じる」としている。

このため、本条例第32条に基づき、「佐賀市自治基本条例検証委員会」による検証作業がこれまで2回行われた。

今回は、条例施行後3回目の検証であり、令和6年7月22日に市長の諮問を受け、条例の運用状況及び見直しについて審議を進めてきた。これまでの第1期、第2期の検証委員会では、条文や逐条解説の文言について議論を進めてきたが、今回の第3期検証委員会では、各委員のこれまでの経験等を基に、“市民等が主体のまちづくり”を進めるためのより効果的な取組について議論を深めてきた。

全4回の委員会では各委員が意見等を出し合い、その結果を答申書にまとめたが、答申書に記載できなかった委員からの意見も残しておく必要があることを踏まえ、ここに冊子を作成した。

この検証結果が、佐賀市における今後のまちづくりに十分にいかされるよう期待する。

佐賀市自治基本条例検証委員会  
委員長 徳永 浩

## 目 次

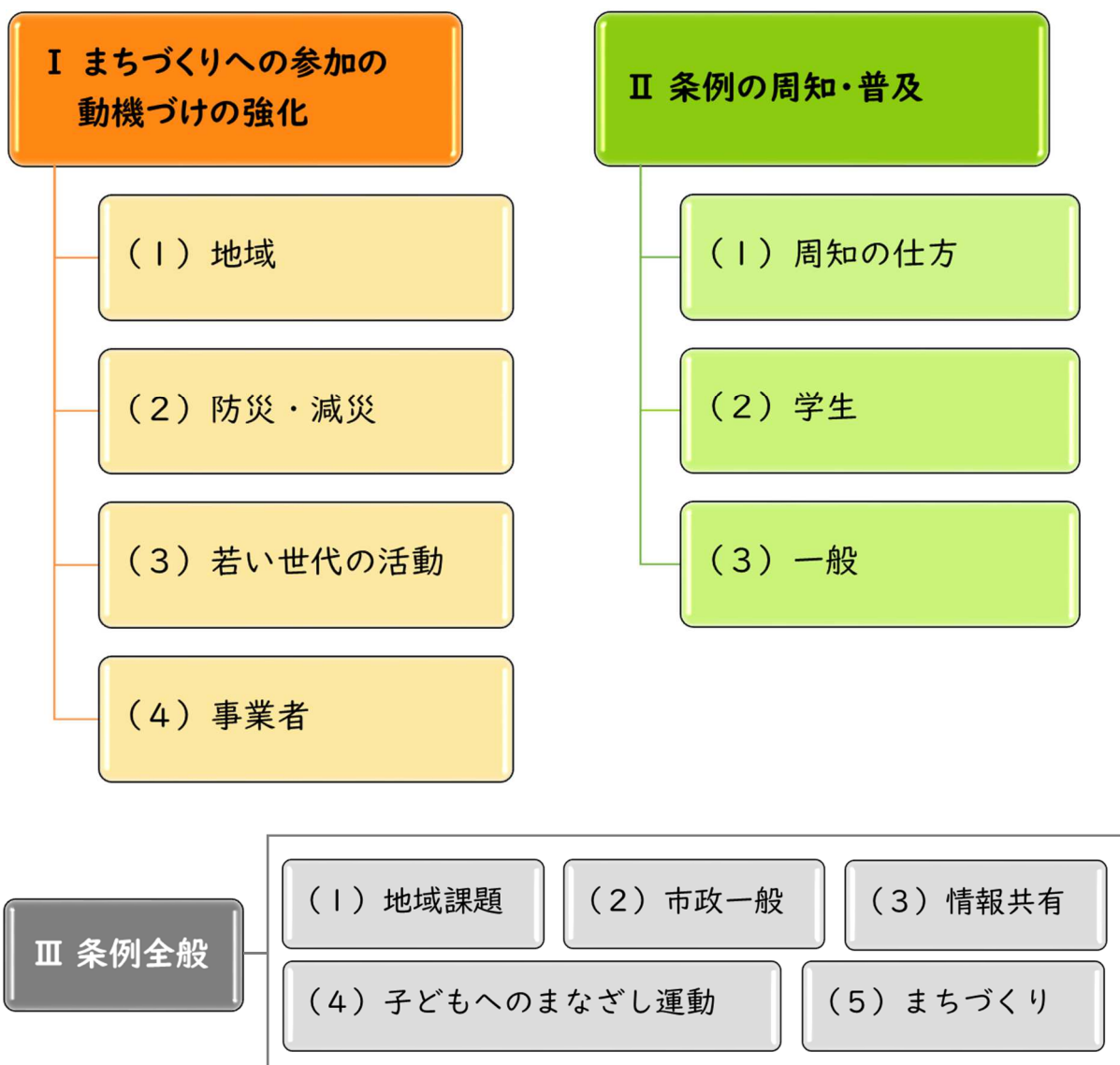
1	佐賀市自治基本条例検証委員会開催内容	1
2	条文の運用状況について	2
I	まちづくりへの参加の動機づけの強化	3
(1)	地域	3
(2)	防災・減災	5
(3)	若い世代の活動	7
(4)	事業者	8
II	条例の周知・普及	9
(1)	周知の仕方	9
(2)	学生	11
(3)	一般	12
III	条例全般	13
(1)	情報共有	13
(2)	市政一般	14
(3)	子どもへのまなざし運動	15
(4)	地域課題	15
(5)	まちづくり	16
3	条文改正の可否について	17
4	佐賀市自治基本条例検証委員会 委員名簿	17
5	佐賀市まちづくり自治基本条例 検証該当箇所	18

## I 佐賀市自治基本条例検証委員会開催内容

回	内容
第1回 令和6年7月22日	① 第2期検証後の取組について ② 第3期検証の進め方について
第2回 令和6年10月23日	① 条例に関する意見について
第3回 令和7年3月24日	① 答申に向けた議論の取りまとめについて
第4回 令和7年6月4日	① 検証結果と答申書の内容について
令和7年8月5日	【答申】

## 2 条例の運用状況について

第3期検証委員会では、自治基本条例が目指す「市民等が主体のまちづくり」を実現するための効果的な取組等を中心に審議を行った。その上で効果的な取組の内容を、「まちづくりへの参加の動機づけの強化」と「条例の周知・普及」の2つの大きな柱に分け、そのなかで分野ごとに整理を行った。また、市政一般や個別の内容については、委員からの意見として残しておくため、条例全般として一括することとした。



# I まちづくりへの参加の動機づけの強化

## (1) 地域

No. 1	地域の取組として、各世代が集う企画を実施してはどうか。まちづくりを進めるにあたり、人々のつながりとして「祭り」などの行事が有効ではないか。
委員からの意見	<p>① 地域の取組で各世代が集まるようなイベントを実施してはどうか。</p> <p>② 小中学生や高校生も参加し、テーマをもとに話し合うイベントも良いのではないか。</p> <p>③ 子どもを呼べば親も来てくれるので、子どもが興味を引くようなものを用意するのも良いのではないか。</p> <p>④ 人々のつながりとして「祭り」が有効ではないか。歴史を振り返り、若い世代に受け継いでいくことも大切ではないか。</p>
事務局からの説明	<p>① 公民館に新たな利用者呼び込み、地域の活性化を図るため、これまで公民館ではできなかった収益活動を含んだイベントを実証実験として実施している。</p> <p>② 地域の祭りは、地域の方々にとっては楽しく参加できるイベントであり、市としても様々な効果をもたらすものと考えている。祭りを通じて地元の若い人たちが地域の文化に触れ、世代を超えて受け継がれていくためにも、祭りの文化の承継は、地域の継続的な発展に寄与するものと考えている。</p>
関連する箇所	第17条 市民参加の推進
委員会としての意見	<p>祭りをはじめ地域の行事を行うことで、世代を超えた交流が期待できる。</p> <p>地域における取組の中で、地域の人々が交流出来るような取組の推進を図ることが大切である。</p>

No.2	子ども食堂などの地域の取組の中で、アートやイベント系の団体とコラボして、ミニ音楽会などを実施してはどうか。
委員からの意見	① 子ども食堂を行う際に、アートや音楽の団体とコラボして、地域の人たちと演奏したり読み聞かせをしたりしている団体もある。 ② 様々な場所でマルシェが実施されているが、ある団体とある団体を掛け合わせたら何ができるかなど考えていければ、出展がより充実するのではないか。
事務局からの説明	各公民館では、地域カフェや子ども食堂の取組が実施されており、バイオリンとピアノのプロの演奏家による音楽コンサート、和太鼓の演奏なども行われ、子どものみならず地域の方が楽しい時間を過ごされていた。
関連する箇所	第22条 協働の推進
委員会としての意見	団体の強みを活かした協働による取組が推進されることで、団体同士が協働することによる相乗効果が期待できる。

## (2) 防災・減災

No.3	防災、減災のまちづくりを進めるためには平時からの取組が大切であるため、地域の中で災害が発生したことを想定した取組を実施してはどうか。
委員からの意見	<p>① 防災や減災を含めた支援活動を行う中で、地域の人たちがどれだけつながり合っていけるかが大切であると感じている。</p> <p>② 災害が起きた際には、行政だけではなく、社会福祉協議会や支援団体の動きだけでは到底不十分であり、地域の方がどれだけ互いに助けられるか、そのために助けてと言えるつながりづくりが必要である。</p> <p>③ 地域の人しか分からない避難経路マップ作りや、歩きながら発見する体験型ワークショップ、親子で学ぶ子どもワークショップの開催などが有効である。</p> <p>④ 炊き出しは昔ながらの公民館で行われてきた活動であるが、大勢のものを作ることで、地域の子どもたちと高齢者のつながりにもなる。</p> <p>⑤ 実際に避難所へ行ったことがある人は少ないと思うので、長期の避難生活を見据えて、避難所生活をイメージするためのワークショップを実施してはどうか。</p> <p>⑥ 普段から防災や減災は後回しにされがちだが、日常の中で避難所の確認やワークショップを少しずつ実施していき、みんなで考えていく機会をつくらなければならないのではないか。</p>
事務局からの説明	ある校区では、9月1日の防災の日に合わせて防災関連の取組が行われており、令和6年度はパーテーションルーム、ポータブルトイレについて考えるワークショップ等が実施された。
関連する箇所	第24条 災害等への対応
委員会としての意見	地域における取組の中で平時から災害発生を想定した取組を進めることで、防災減災のまちづくりが推進されるのではないか。

No.4	まちの名前には歴史的背景や昔の人たちからのメッセージがあるので、地域への愛着や防災意識を高めるために、分かりやすく残していくことも大切ではないか。
委員からの意見	まちの名前の意味を知り、地域に伝わっている、残したかったメッセージや歴史背景を知ることによって、地域への愛着や防災意識を高めることが出来るのではないか。
事務局からの説明	① 各校区のまちづくり協議会では、まちの歴史マップをはじめ様々な歴史の取組が行われている。 ② 例えば、ある校区では、地域の歴史を知る会がまちの歴史を紹介する本を発行され、全世帯に配布されている。
関連する箇所	第23条 地域コミュニティ活動 第24条 災害等への対応
委員会としての意見	地域への愛着や防災意識の向上につなげるためにも、地域の歴史や文化に触れる取組の促進を図り、住民の関心を高めることが望ましい。

### (3) 若い世代の活動

No.5	市民の主体性を引き出すために、若い世代が中心となって活動している団体の取組を多くの人に知ってもらえるよう、活動の紹介や表彰などを行ってはどうか。
委員からの意見	① 企業や学生団体もまちづくりに貢献する活動を行っているが、それらを知る機会がほとんど無いと思われる。 ② 若い世代が中心となり活動している団体の取組を紹介し、世代を超えた「まちづくり」を実施することも必要だと思う。
事務局からの説明	① 地域づくりに関わる人たちの交流の場として地域づくり交流会を開催しており、ブースでの活動紹介やステージでの事例発表を行っている。 ② 市民活動応援制度の補助対象事業や市民活動プラザフェスタの出展団体にも、若い世代の方が活動されている団体もある。そのような取組を市報やホームページに掲載し、参加を呼びかけている。
関連する箇所	第13条 情報共有の推進
委員会としての意見	若い世代が中心となって取り組まれている活動について、多くの人に知ってもらうように情報発信をすることが効果的である。

#### (4) 事業者

No.6	まちづくりに参画した事業者にメリットがある施策を行ってはどうか。
委員からの意見	事業者をもっと地域の行事などに参画させることが必須である。「地域に貢献したい!」と思っている事業者も多いのではないかと。事業者のまちづくりへの参画を進めるために、メリットがある施策を行ってはどうか。
事務局からの説明	① 地域づくり交流会で配布する冊子への活動紹介の掲載や発表、子どもへのまなざし運動など地域貢献に関する取組に賛同する企業等を市のホームページで紹介している。 ② 佐賀市競争入札参加資格の登録時の等級算出においては、地域貢献や社会貢献を行っている場合に加点を行っている。
関連する箇所	第13条 情報共有の推進 第17条 市民参加の推進
委員会としての意見	事業者の地域活動に関する取組について、様々な機会を活用しながら紹介する等の取組を通じて、事業者のまちづくりへの参加の推進を図ることが効果的であると考えられる。

## Ⅱ 条例の周知・普及

### (1) 周知の仕方

No.7	「市民等が主体のまちづくり」について、まちづくりの主体が行政ではなく、なぜ市民なのか。
委員からの意見	<p>① 昭和40年代～50年代は、景気も好調で市民に力があつた。今は、物価の高騰に給与の上昇が伴っておらず、市民も厳しい生活を送っている。</p> <p>② 市民の力を借りたいのであれば、まず行政がシステムをしっかりと作っていかねばならない。行政が市民に無償の労働力を期待しているならば、それはとても怖い事で、これからの時代、労働力は全て有償である。</p> <p>③ これから気温上昇が進み、特に夏場は日中の野外活動は難しくなってくると思う。高齢者が増えたこのまちで川掃除等も専門の方に依頼するようになり、夏まつりやラジオ体操も開催ができなくなり、対面での人とのつながりも減ってくると思う。</p> <p>④ 国自体が女性・高齢者が働きに出ることを求めている。核家族から「個」へと家族形態が変化する中で、ボランティア自体参加できる市民の方は減少していくと考えている。</p>
事務局からの説明	<p>① 地域を取り巻く状況として、「地域での人と人のつながりの希薄化」、「地域の組織機能の低下」、「新たな地域課題や役割の発生」、そして、市民の要望の多様化、画一的サービス提供の限界による「行政によるきめ細かな対応の難しさ」が挙げられる。そうしたなかで、地域住民同士のつながりが重要であるため、地域コミュニティの推進を図ることで、住民の信頼関係や協働意識を生み出していきたいと考えている。</p> <p>② まちづくり自治基本条例は、まちづくりを進めるためにつくられたものである。委員が問題提起されているような、行政側が市民を「無償の労働力」と捉えるようなことのないよう、まちづくりの基本理念や原則というものを明確化し、市民の権利、市（行政）の役割や仕組みなどを定めた、まちづくりを進めるためのルールといえるものであるため、市民に周知を図りながら、誤解が生じないように努めていきたい。</p>
関連する箇所	<p>第 1条 目的</p> <p>第 4条 自治の基本理念</p> <p>第11条 市長の役割及び責務</p> <p>第14条 説明責任</p>
委員会としての意見	様々な機会を活用しながら条例周知の場を設け、条例の趣旨を正しく伝えていくことが大切である。

No.8	<p>条例を周知するにあたり、次の点に留意してはどうか。</p> <p>① 「市民等」とあるが、「等」を入れる必要があったのか。</p> <p>② 「自分たちのまちは自分たちで治める」は分かりにくいので、子どもにも伝わるような具体的な合い言葉を考えてはどうか。</p> <p>③ 漫画版パンフレットを読みやすくするため、4コマ漫画にしてはどうか。</p>
委員からの意見	<p>① 「市民等」と定義されているが、あえて「等」を入れた方が良かったのか。「市民とは」の説明で良かったのではないか。</p> <p>② 子どもから大人まで全ての人を対象とする中で、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という言葉は理解し難いのではないか。子どもたちへの自治意識の育成が必要であると考え、子どもにも分かりやすい「合い言葉」を考え、啓発して良いのではないか。</p> <p>③ 漫画の内容が豊富過ぎるため、話が長いと感じた。読みやすいように、そして読みたいたいと思うようにするため、4コマ漫画のようにしてはどうか。</p>
事務局からの説明	<p>① まちづくりには、市民だけではなく、様々なかたちで本市に関わる人々の力を結集して取り組む必要があるため、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」を総称して「市民等」と表記している。</p> <p>② 条例制定に向け議論を行った「佐賀市自治基本条例検討会議」において、様々な意見をいただきながら条文を検討した。そのなかで「行政や議会に任せっきりにするのではなく、市民も積極的に情報を収集し、まちづくりに参加する姿勢が必要ではないか。」といった意見が出された。そうした経緯から、「自分たちのまちは自分たちで治める」という考え方を前文に盛り込んでいる。今回改訂した漫画版パンフレットは、中学3年生が地域の河川清掃や市民活動団体のイベントへの参加を通して、普段の何気ないことも参加と協働のまちづくりにつながっていることを知るようなストーリーとなっている。</p> <p>③ 今回改訂した漫画版パンフレットは、中学3年生が地域の河川清掃や市民活動団体のイベントへの参加を通して、普段の何気ないことも参加と協働のまちづくりにつながっていることを知るようなストーリーとなっている。</p>
関連する箇所	第2条 定義
委員会としての意見	合い言葉を含めて分かりやすい表現を取り入れることで、子どもから大人までが分かりやすい啓発パンフレットになるのではないか。

## (2) 学生

No.9	高校生や大学生に対するまちづくりへの参加の働きかけをしてはどうか。
委員からの意見	<p>① これまで小学生にまちづくり自治基本条例の周知を行われてきたが、小学生は一人で地域行事に参加することは難しく、保護者も多忙で同伴がしづらい。そのため、自己判断が出来る高校生や大学生に対して積極的に働きかけていく方が効果的ではないか。</p> <p>② 佐賀市内には大学や専門学校がたくさんあるため、参加してくれる学生はいると思う。自治基本条例を制定する時に「市民等」という文言を入れ、住民票がなくても佐賀の大学に通っていれば佐賀市民であると決めた。市外から来ている若者も含めて巻き込んだほうが良いのではないか。</p> <p>③ 小学生は一人で地域行事に参加することが難しいとの意見があったが、河川清掃も年代に合ったやり方で、小学生は草むしりや川から上げた物を運ぶなどの手伝いをしてもらうなどの工夫をしている。</p> <p>④ ある校区のいろいろな行事に西九州大学の先生が10名程の学生を連れて参加してくださっている。西九州大学とこうしたつながりが出来ることで良い関係性が築けている。</p>
事務局からの説明	<p>① つながるさがしやスーパーアプリ「とびっくタウン」を活用し、地域の取組についてイベントの発信をしている。</p> <p>② まちづくり協議会が発行する「まち協だより」や、公民館が発行する「公民館だより」でも地域に向けて情報発信している。</p> <p>③ 夏休み期間中に公民館で子どもたちの学習を支援するため、中高生ティーチャーの取組が行われている。</p> <p>④ 市民活動応援制度「チカラット」の補助対象事業や、市民活動プラザの交流事業では、大学生に向けた内容や、大学生を巻き込んだ取組を行っている。</p> <p>⑤ 毎年開催している市民活動プラザフェスタについても、幅広い世代の方に市民活動に接していただけるような企画を行っている。</p>
関連する箇所	<p>第13条 情報共有の推進</p> <p>第17条 市民参加の推進</p>
委員会としての意見	<p>様々な媒体や機会を通じて高校生や大学生に対して、まちづくりへの参加を促す取組の充実を図っていくことが効果的であると考えられる。</p>

### (3) 一般

No.10	まちづくりの主体は成人であるため、成人への周知も大切ではないか。
委員からの意見	① 自治基本条例のリーフレットにある「身近なまちづくりとは？」に登場する人のほとんどが成人であるため、成人への周知も必要ではないか。 ② 成人の中には様々な団体もあるが企業もあるため、地域貢献したい企業力を借りてはどうか。企業は地域貢献したいと思っても自ら参加するというのはあまり無いため、積極的に声掛けていただきたい。
事務局からの説明	① 地域づくりに関わる人たちの交流の場として地域づくり交流会を開催しており、まちづくり自治基本条例の趣旨を伝えるブースを設けている。 ② 市民活動プラザが発行する「さかのわ」では、市民活動に関する情報を、企業を含め様々な団体等に向け発信している。また、令和6年度の交流セミナーでは、佐賀大学の学生ボランティア団体「えこいく」が活動紹介を行った。 ③ 事業者向けの周知として、佐賀市労政だよりにまちづくりへの積極的な参加を呼びかける記事を掲載している。
関連する箇所	第13条 情報共有の推進 第17条 市民参加の推進
委員会としての意見	今後も様々な場面や機会を活用しながら、市民や事業者の意識の醸成や、まちづくり活動への参加を促す取組を進めていくと良いのではないかと。

### Ⅲ 条例全般

#### (1) 情報共有

No.11	今まで実践してきた取組に関して考察からの再検討の実施や、行政と市民等の様々な情報共有に関する考察などを行い、良い点を伸ばしてはどうか。
委員からの意見	<p>① 今まで実践された「アンケート結果」等から「考察」をして再検討し、そこから良い点を伸ばしてはどうか。</p> <p>② 行政と市民等の情報共有について、実態把握と考察を行い、良い点を伸ばしてはどうか。</p> <p>③ パブリックコメントで意見をしてきたが、意見の数が少ないように感じた。パブリックコメントを知らせる方法や内容を再検討してはどうか。</p>
事務局からの説明	<p>① 各取組については、参加者からの反応をアンケート等によって把握し、次回の取組に活かしていきたい。</p> <p>② 市からの情報発信の主なものとして、市報さが、ホームページ、SNS、公式スーパーアプリ、地域コミュニティサイト「つながりさがし」等がある。また、地域コミュニティサイト「つながるさがし」は、佐賀市と市民が共に創っていく市民参加型の地域情報サイトである。つながるさがしのアクセス数は年々伸びており、令和5年度のアクセス数は年間 520,760 件となっており、開設した平成26年度の約2倍となっている。更なる利便性向上のため、佐賀市公式スーパーアプリにもミニアプリとして連携し、ウェブサイトだけでなくアプリからも情報を入手できるようにしている。</p> <p>③ 佐賀市パブリックコメント手続実施要綱を定め、計画や条例等を策定する場合に広く市民等から意見等を求め、市民の市政への参画を進めている。 パブリックコメントの意見募集時は、市報さがや市ホームページへの掲載、公民館や図書館等での公表など行い周知を図っている。</p>
関連する箇所	第18条 意見公募手続

## (2) 市政一般

No.12	若い世代が住みたい佐賀市を上げるため、保育料、小・中学校の給食費、18才までの医療費の無償化など思い切った施策を行ってはどうか。
委員からの意見	若い世代にとって魅力ある佐賀市にならなければ、若者はどんどん外へ出ていき佐賀市に留まらない。「保育料、小中学校の給食費、18歳までの医療費の無償化」などの具体的な施策を行い、佐賀に住みたい、佐賀は良いまちだと思ってもらい、佐賀で暮らす若い世代を増やし、若い人の力を取り込んでほしい。そこから佐賀市に対して、ボランティアをしたいという気持ちを起こしてもらい、そのようなシステムづくりがまず大切ではないか。
事務局からの説明	市としては最上位計画である総合計画を策定し、委員から意見があった定住化を含めて様々な取組を行っている。このような行政の取組について、市民にも理解してもらえるように情報共有を図りながら、市民等が主体のまちづくりを推進していきたい。
関連する箇所	—

No.13	市職員が職員研修で学んだ事を活かして、それぞれの地域の活動に参加し、まちづくりを推進する役割を担ってはどうか。
委員からの意見	① まちづくりを行っていく上で、市職員にもっと活躍してもらいたい。各地域に市職員がいると思うが、地域の河川清掃などに参加が感じられない。市職員がもっと率先してまちづくりに参画しても良いのではないかと。 ② 地域の行事には市の職員にもっと参加してもらいたい。地域に住んでいる市の職員の参加が少ない。我々も仕事をしながらボランティアで活動しているので、市の職員もそういう意識をもっていただきたい。
事務局からの説明	① 新規採用職員研修、5年目の職員を対象にした地域コミュニティの研修、各課副課長への研修等で啓発を実施している。 ② 校区在住職員連絡員制度を行い、地域行事への積極的な参加を呼びかけている。
関連する箇所	第12条 職員の役割及び責務

### (3) 子どもへのまなざし運動

No.14	「子どもへのまなざし運動」で大人の役割があるが、本当に大人が子どもの人権を考えているのか。
委員からの意見	佐賀市独自の取組として「子どもへのまなざし運動」を行うのは良いことだと思う。大人の役割も分かるが、本当に大人が子どもの人権を考えているだろうか。
事務局からの説明	子どもへのまなざし運動では、「家庭」「地域」「企業等」「学校等」を子どもを育てる4つの場と位置づけ、子どもを育てる上で大切にしたい「命」「自立」「他者とのかわり」「子どもを取り巻く環境」という4つの視点に基づき「大人の行動指針」を提案している。
関連する箇所	第25条 子どもへのまなざし

### (4) 地域課題

No.15	地域課題の多様化に関して具体的に考えられるものは何かあるか。
委員からの意見	地方分権の進展と言っても地域によって違いがあり、地方自治体は厳しい状況にあるのではないかと。社会情勢の変化の捉え方や、佐賀市における地域課題をどのように捉えているか。
事務局からの説明	地域課題としては、地域での人と人とのつながりの希薄化や組織機能の低下、そして市民の要望が多様化し、画一的なサービス提供には限界があり、行政によるきめ細かな対応の難しさが挙げられる。そうした一律では解決できない地域課題に対応するため、市としては概ね小学校校区ごとにまちづくり協議会の設立やその運営支援を進めている。
関連する箇所	—

## (5) まちづくり

No.16	まちづくりに関して、外国を含む他の自治体との連携や、AI等の技術をどのように活かされるか。
委員からの意見	<p>① 国際的な視野として、留学生が日本に来て感じた母国と日本の文化の違いや、外国ではこのように地域を発展されているという話をしてもらうのも良いのではないかと考える。</p> <p>② AI技術が進化する中で私たちの想像を超えた動きが今後考えられる。そうした中で、市長と市民等が同じベクトルを向くことが困難になるのではないかと考える。社会の中で急速に多様化が進むことにより、お互いに対する信頼や規範が弱まるという研究があり、ソーシャルキャピタルが弱くなることが予想される。そうした中で、AIを活用してまちづくりにどのように生かされるだろうか。</p>
事務局からの説明	<p>① まちづくりに関して外国との連携は行った事例は無いが、グレンズフォールズ市などと姉妹都市を締結し、一部の姉妹都市とは中高生が訪問し交流を行っている。</p> <p>② AI技術の活用については、佐賀市DX推進方針を策定し、様々な取組を行っている。その取組の1つとして、令和5年度から「佐賀市公式スーパーアプリ」を運用しており、地域コミュニティサイト「つながるさがし」も、ミニアプリ「とびっくタウン」と連携している。その他にも、「ごみカレンダー」や「防災・防犯情報配信」など、暮らしに役立つ情報の収集や各種手続きをオンラインで実行できる機能を搭載している。</p>
関連する箇所	<p>第26条 総合計画</p> <p>第30条 国及び他の地方公共団体との関係</p> <p>第31条 国際的な視野の醸成</p>

### 3 条文改正の可否について

今期の検証委員会において審議を行った結果、改正すべき条文はないと判断した。

### 4 佐賀市自治基本条例検証委員会 委員名簿

	氏名	よみがな
委員長	徳 永 浩	とくなが ひろし
副委員長	小 城 原 直	おぎはら すなお
委員	古 賀 恵 美	こが えみ
委員	高 原 陽 子	たかはら ようこ
委員	田 島 広 一	たじま こういち
委員	福 元 健 志	ふくもと たけし
委員	松 本 昌 代	まつもと まさよ
委員	宮 近 由 紀 子	みやちか ゆきこ

## 5 佐賀市まちづくり自治基本条例 検証該当箇所

章	条	内 容	第 1 期 検 証	第 2 期 検 証	第 3 期 検 証
前文				○	○
第一章 総 則	第 1 条	目 的		○	○
	第 2 条	定 義		○	○
	第 3 条	この条例の尊重		○	
	第 4 条	自治の基本理念		○	○
	第 5 条	まちづくりの基本原則		○	
第二章 市民等の権利並 びに市民等、議 会及び市長の役 割及び責務	第 6 条	市民等の権利			
	第 7 条	市民等の役割及び責務	○	○	
	第 8 条	市民活動団体の役割及び責務	○	○	
	第 9 条	事業者の役割及び責務	○		
	第 10 条	議会の役割及び責務	○	○	
	第 11 条	市長の役割及び責務	○		○
	第 12 条	職員の役割及び責務	○	○	○
第三章 情報共有、市民 参加及び協働	第 13 条	情報共有の推進	○		○
	第 14 条	説明責任			○
	第 15 条	会議の公開			
	第 16 条	個人情報の適正な管理			
	第 17 条	市民参加の推進			○
	第 18 条	意見公募手続			○
	第 19 条	意見等の取扱い	○	○	
	第 20 条	審議会等		○	
	第 21 条	住民投票	○	○	
	第 22 条	協働の推進	○		○
	第 23 条	地域コミュニティ活動	○	○	○
	第 24 条	災害等への対応		○	○
	第 25 条	子どもへのまなざし	○	○	○
第四章 市政運営	第 26 条	総合計画		○	○
	第 27 条	行政評価			
	第 28 条	財政運営			
	第 29 条	行政手続			
第五章 国及び他の地方公 共団体との関係等	第 30 条	国及び他の地方公共団体との関係			○
	第 31 条	国際的な視野の醸成	○		○
第六章 条例の検証	第 32 条	佐賀市自治基本条例検証委員会			
	第 33 条	条例の見直し			